

学位論文の審査基準

(趣旨)

第 1 条 この内規は、愛知県立大学大学院人間発達学研究科学位審査規程（以下「審査規程」という。）第 2 条に規定する学位論文の審査基準に関し、必要な事項を定める。

(修士論文の審査基準)

第 2 条 審査規程第 6 条に規定する修士論文の審査においては、次の各項を審査の基準とする。

2 修士論文は、博士前期課程における教育課程の履修を基盤とする前期課程修了予定者の単著論文であること。

3 修士論文の審査は、当該修士論文の人間発達学に関わる学術的な意義及び内容、方法について、修士学位審査委員会の合議により、その完成度を評価する。

4 修士論文の完成度に関する評価の基準は、次のとおりとする。

S：学術論文として秀逸であり、提出された修士論文の全体又は部分を修正することなく、もしくはその論旨や内容を修正することなく要約するなどの再編を経て、当該専門分野の学術雑誌等に投稿した場合、査読を通り掲載される可能性が十分にあるもの

A：学術論文として優れており、その論旨を修正することなく内容を若干修正するなどの再編を経て、当該専門分野の学術雑誌等に投稿する水準を満たし、その査読を通り掲載される可能性があるもの

B：学術論文として認められ、修正によって当該専門分野の学術雑誌等に投稿する水準を満たすもの

C：学術論文として認められるものの、大幅な修正をしなければ当該専門分野の学術雑誌等に投稿する水準を満たさないもの

D：学術論文として認められないもの

(修士の学位審査における最終試験)

第 3 条 審査規程第 6 条第 2 項に規定する修士の学位審査における最終試験は、各年度に教務委員会が指定する期日に行い、試験後、修士学位審査委員会の合議により、最終試験の可否を判定する。

2 最終試験の可否は、次の各号を判定の基準とする。

(1) 修士論文の学術的意義と成果及び内容、方法、今後の課題等について、口頭及び文書（レジュメ）等の方法もしくは筆記試験により、的確に説明できていること。

(2) 口頭試問での質問事項に対して、的確に応答できていること。

(博士論文執筆資格審査の基準)

第4条 審査規程第11条及び第18条に規定する博士論文執筆資格審査は、博士論文執筆資格審査申請書(別紙様式6)に記載された3名の指導教員又は推薦教員の合議により、提出された添付書類の内容を審査する。

2 博士論文執筆資格審査においては、次の各号を審査の基準とする。

- (1) 博士論文草稿については、博士論文執筆資格審査申請者の単著であり、同審査申請から博士論文審査申請までの6ヶ月のうちに、博士の学位申請の水準を満たすものとなることが確実に見込まれること。
- (2) 後期課程修了予定者の場合、博士論文の基礎となる学術論文として2本以上の研究業績があること。いずれの論文も、申請者の単著あるいは第一著者として作成されたものでなければならず、そのうち1本はレフリー制を有する国内の全国学会誌掲載論文あるいはレフリー制を有する国内外の学術雑誌掲載論文であること、また他の1本はそれに準ずる学術論文であること。
- (3) 論博申請者の場合、前号の基礎となる学術論文として、レフリー制を有する国内の全国学会誌掲載論文あるいはレフリー制を有する国内外の学術雑誌掲載論文が2本以上あること。そのうち1本は、申請時の前5年以内に公刊されたものであること。また、これらを申請時の前5年以内に公刊された単著の学術専門書に替えることができる。

(博士論文執筆資格審査申請書の添付書類の様式)

第5条 審査規程第11条第2項に規定する博士論文執筆資格審査申請書(別紙様式6)に添付する書類は、下記の様式によるものとする。

- (1) 履歴書(別紙様式7) 3通
- (2) 博士論文草稿(3部)は、論文の目次及び各章の要旨を含み、A4サイズ40字×35行で10枚以上とする。
- (3) 研究業績一覧(3部)は、過去の研究業績について、著書、論文、作品、演奏、大会での入賞等に分け、発行等の初期から昇順で記載する。著書及び論文は、単著、共著別を明記し、共著(分担執筆)の場合は担当箇所明記して、出版社(発行者)、発行年月、担当箇所のページ(単著の著書の場合は総ページ数)の順に記載する。博士論文の基礎となる公刊論文あるいは著書については、◎印等によりその旨を表記する。なお、論文には修士論文を含むことができる。そのさい、学位を授与した大学院研究科名と学位授与年月を記載すること。
- (4) 基礎となる公刊論文等の現物(各3本)は、著書又は公刊論文の抜き刷り(コピーでもよい。)とする。
- (5) 発行又は掲載予定の著書又は論文がある場合は、当該論文等の原稿又はゲラを提出し、これに論文の掲載又は著書の出版が確定していることを示す証明書を貼付する。

(博士論文執筆資格審査の結果の報告と博士論文審査に向けた手続き)

第6条 博士論文執筆資格審査に当たった指導教員又は推薦教員は、審査の結果、申請者の博士論文執筆資格を認める場合、これをすみやかに研究科長に報告するとともに、申請者の博士論文審査に向けて次の手続をとる。

- (1) 審査規程第 13 条又は第 21 条に規定する学位審査委員会の委員を選考し、研究科長を通して研究科会議に提案する。
- (2) 前号の審査委員として学外委員を委嘱する場合、当該学外委員予定者への委員内諾の確認及び正式依頼の手続を含む博士論文審査手続の説明等を行う。
- (3) 提出された博士論文草稿について、提出後 1 ヶ月以内を目途に第一次草稿検討会を開催し、さらにその 1 ヶ月後程度を目途に第二次草稿検討会を開催する。草稿検討会には博士論文執筆資格審査申請者も同席させ、博士論文審査申請に向けて必要な指導助言を行う。
- (4) その他必要な事項。

2 博士論文執筆資格審査申請から博士論文審査及び学位審査に至る日程については、その原則的な期日を別表「博士論文審査等日程表」で定める。

(博士の学位審査の申請手続きに必要な書類)

第 7 条 後期課程修了予定者及び論博申請者は、博士論文執筆資格審査申請のために提出した書類とは別に、博士の学位審査申請のために、審査規程第 12 条第 2 項又は第 20 条第 2 項に規定する書類を改めて提出しなければならない。

(博士論文の審査基準)

第 8 条 博士論文は、博士後期課程修了予定者又は論博申請者が日本語あるいは英語で執筆した単著論文であること。

2 博士論文の審査は、人間発達学に関わる学術的体系に貢献しうる新たな知見や独創性及び当該研究分野の学術水準の向上に資する内容、方法等について、博士学位審査委員会の合議により、その完成度を評価する。

3 後期課程修了予定者の博士論文は、研究科博士後期課程における教育課程の履修を基盤として、「人間発達学特別研究」及び別表「博士論文審査等日程表」に示す研究指導の経過をふまえたものであって、人間発達学研究科の教育責任と名誉のもとに、これを内外に公開することができるものであることとする。

4 論博申請者の博士論文は、前各項に相当する価値を有するものであることを評価の基準とする。

(博士の学位審査における最終試験)

第 9 条 審査規程第 14 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に規定する博士の学位審査における最終試験は、筆記試験による場合を除き、原則として、各年度に博士学位審査委員会が指定する期日に開催する公開審査会において行い、試験後、博士学位審査委員会の合議により、最終試験の可否を判定する。

2 最終試験の可否は、次の各号を判定の基準とする。

- (1) 博士論文の学術的意義と成果及び内容、方法、今後の課題等について、口頭及び発表資料等の方法により、的確に説明できていること。
- (2) 口頭試問での質問事項に対して、的確に応答できていること。
- (3) 博士論文の成果と課題をふまえて、今後の研究計画が明確に展望できていること。特に、「人間発達学」の創造と発展に寄与できる高度な専門的知識及び自立して研究

活動を行い得る力量を備えるに至っていることを重視する。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、研究科会議の議を経て、研究科長が行う。

(附則)

1. 2011年12月7日研究科会議承認

2. 2016年10月5日研究科会議承認（一部追記）

3. この内規は、2019年4月1日から施行する。2017年7月12日研究科会議承認。これに伴い、従前の「人間発達学研究科修士論文取扱要綱」（2011年4月1日施行）、「人間発達学研究科博士論文取扱要綱」（2011年4月1日施行）及び「博士前期課程学位論文の審査基準に関する内規」（2011.11.9 研究科会議承認）ならびに「博士学位論文審査基準に関する内規」（規程集目次名「06 博士学位論文基準及び研究指導スケジュール（161005 研究科会議承認）」2016年10月5日研究科会議承認）を統合し、これらを廃止する。